

議案提出について

議案「国民健康保険料の引き下げを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

大桑初枝

〃

広田美代

〃

森尾嘉昭

議会議案第26号

国民健康保険料の引き下げを求める意見書

国民の約4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国民健康保険は、被用者保険制度に比べて著しく不公平で、加入者の平均所得が低いにもかかわらず、重い負担を強いる制度になっている。加入者1人当たりの平均保険料を平均所得で割って算出する保険料負担率で比較すると、国民健康保険は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの約1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の約1.7倍の水準となっている。

国民健康保険料の負担が大きくなる要因は、保険料算定方法にある。被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛ける計算をするだけで、世帯員の数などは影響しないが、国民健康保険料は、所得に保険料率を掛ける所得割に加え、世帯員の数に応じてかかる均等割、固定資産税の額に応じてかかる資産割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されてしまう。

全国で均等割、平等割として徴収されている国民健康保険料の額は、およそ1兆円であり、これに見合う公費を投入すれば、均等割と平等割を廃止することができ、多くの自治体で協会けんぽ並みの国民健康保険料を実現することが可能になる。これは、2014年に全国知事会も国に対し要望しているものである。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、国におかれては、国民健康保険料の引き下げに取り組むよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「首長の多選制限の法的整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提 出 者				
	金沢市議会議員	前	誠	一
	〃	小	林	誠
	〃	澤	飯	樹
	〃	安	達	前

議会議案第27号

首長の多選制限の法的整備を求める意見書

国が地方創生をうたい、地方それぞれの自主性、独立性がこれまで以上に求められる社会が到来しており、地方分権改革の流れからも首長や地方議会の持つ役割が増大している。地方議会においては議員定数改正や多選制限に向けた議論など不断の改革を行わなければならないところだが、権限がより集中しやすい首長においても制度等の改革が求められている。このような時代のさきがけとして、神奈川県では平成19年に、絶大な権限を持つ首長の多選による弊害を防ぐために多選禁止条例を制定したが、地方自治法を初めとする法的整備がなされていないことから、現在のところ条例は施行されていない。そのため、本市を含めた首長の多選の弊害を憂慮する地方公共団体においては、いわゆる多選自粛条例という形で努力義務を課すにとどまっている。

条例で首長の多選を制限することは、憲法に反するのではないかと言われていたが、総務省が開催した「首長の多選問題に関する調査研究会」では、平成19年5月に「法律に根拠を有する地方公共団体の長の多選制限については、必ずしも憲法に反するものとは言えない」との見解が報告された。調査研究会の報告から10年以上経過した現在でも法的整備はなされていないが、それでも多選自粛条例という形で多選の弊害を憂慮している地方公共団体は多くあり、仮に法的整備が行われた場合はより多くの地方公共団体が制定することが考えられる。

また、法的整備を行うに当たり、国が全国一律に制限を加える手法と、各地方公共団体が条例で制限できるようにする手法の2通りが考えられるが、地域によって事情が大きく異なるため、地方自治の観点から後者の手法が求められている。

よって、国におかれては、地方公共団体がみずからの判断で多選の制限をかけられるよう、首長の多選制限の法的整備を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「文喜相韓国国会議長の天皇陛下に関する発言に抗議する決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高喜下高野黒小秋玉

多沢岩本沢林島野

浩広勝正和

誠一伸人人規誠太道

議会議案第28号

文喜相韓国国会議長の天皇陛下に関する発言に抗議する決議

我が国と韓国は昭和40年に日韓基本条約及び関連協定を結び、我が国が韓国に経済協力すると同時に請求権に関しては、完全かつ最終的に解決されており、なおかつ人道上の措置も講じている。また、平成27年には日韓外相会談が開催され、いわゆる慰安婦問題は最終的かつ不可逆的に解決すると確認した。

しかしながら、韓国大法院は、昨年10月に新日鐵住金株式会社、11月には三菱重工業株式会社に対し、元徴用工への損害賠償の支払いを命じる判決を下したことから、我が国が適切な措置をとるよう韓国に求めているにもかかわらず、いまだ解決が図られないまま、下級審も含め、同種の判決が続いている。さらに、12月には、自衛隊機が韓国駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受ける事案が発生した。こうした不測の事態を招きかねない危険な行為に対し、我が国は嚴重に抗議し再発防止を求めたが、韓国側はこの事実を否定するにとどまらず、自衛隊機が威嚇してきたと客観的証拠に基づかない主張を行い、問題の論点をすりかえようとした。

このような信頼を損なう事案が韓国側で立て続けに起こる中、先般、文喜相韓国国会議長が慰安婦問題を巡って、天皇陛下が謝罪すれば問題は解決するという趣旨の発言を行った。これは甚だしく不適切な内容を含む極めて無礼な発言であり、本市議会は、法治国家の国会議長としての資質が疑われるような文喜相韓国国会議長の発言を看過することはできない。

日韓両国は、国交正常化以来、緊密な友好協力関係を発展させ、平成10年には日韓パートナーシップ宣言において、両首脳が未来志向の日韓関係構築に向けた決意を宣言し、その実現に努めてきたところだが、現在の韓国の対応は、長年の努力を踏みにじるものであり、国家としての品格が疑われる。

よって、本市議会は、文喜相韓国国会議長の発言に強く抗議し、発言の撤回と謝罪を求めるとともに、韓国に対し、日韓関係の改善に向けた適切な対応をとるよう強く求める。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「適正な統計調査を行うことを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者	金沢市議会議員	黒森	沢	和一	規敏誠
	〃	高喜			一伸
	〃	下高野	多沢岩	浩広	人誠
	〃	小秋	本林	勝正	人誠
	〃	玉森	島野		太道
	〃		尾	嘉	昭

議会議案第30号

適正な統計調査を行うことを求める意見書

国の基幹統計である毎月勤労統計において、全数調査すべき調査が一部抽出調査で行われていたことが発覚した。そのことにより、調査結果の賃金額が低く算定され、雇用保険等の追加給付が発生することとなったことから、国は、専用の問い合わせダイヤルを開設するとともに、積極的に追加給付すると発表したものの、過去の資料が残っていないなどの理由から全ての対象者に対して速やかに追加給付することが難しい状況にある。

また、毎月勤労統計調査が不適切に行われていたことにより、賃金統計などの各種統計データを初め、国民生活のさまざまな分野に影響が出ていることから、適正な統計調査を行うことの大切さについて、改めて多くの国民が認識することとなった。

よって、国におかれては、統計への信頼回復や再発防止、今後の適正な統計調査を行うため、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 毎月勤労統計調査について不適切な運用が発生した原因を解明するとともに、各種統計調査については適切に行われているか再確認すること。
- 2 再発防止のため、減少傾向にある国の統計職員の増員など、必要な対応を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

- 議案「食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月22日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者				
金沢市議会議員	高喜下	多沢	浩一	誠一
〃	野高	岩	広	伸
〃	高	本	勝	人
〃	野	沢	正	人
〃	黒	林	和	規
〃	小	島	一	誠
〃	森	野		敏
〃	秋			太
〃	玉			道

議会議案第31号

食品ロス削減に向けたさらなる取り組みを求める意見書

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄される、いわゆる食品ロスは、2015年度には国内で年間646万トン発生したと推計されており、これは国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量の約2倍に上る。国は持続可能な開発目標（SDGs）に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困や災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって、国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス軽減に向けたさらなる取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商習慣の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及啓発、学校等における食育や環境教育の実施など、食品ロス削減に向けた国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。